

平成 26 年度第 3 回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成 27 年 2 月 24 日（火曜日） 午後 2 時 00 分～

場 所 春日住民センター 研修室

出席者	中尾 寛 司	里 尚	吉兼 久
	田中 延 重	西 安 五 月	荻野美代子
	中道知代子	近藤まさ子	大西かほる
	吉見 温 美	亀 井 敏 数	佐 中 拓 夫
	本庄 一 郎	和 田 克 昭	
欠席者	津 田 正 夫		

事務局 田村宗治下水道課長、西山健吾管理係長、吉竹巧工務係長、井上博生業務係長、矢持竜児主査、中道裕美主査、小玉文奈主事

傍聴者 なし

1. 開会

（事務局）第 3 回の丹波市下水道事業運営審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

津田委員様が所用により欠席です。本日は、15 名の内 14 名の出席で、当審議会が成立することをご報告いたします。

それでは、開催に当たりまして、会長から開会のあいさつをお願いいたします。

2. あいさつ

（会長）本日は、3 回目の審議会となるわけですが、第 1 回目は、下水道使用料の現状と課題の共通認識をしていただきました。第 2 回目は、課題のおさらいをしていただきました。他市事例、使用料統一時の考え方等も共有いただきました。

本日は、より具体的に、加算すべき井戸水等の水量の数値の説明を受けながら議論を深め、審議会としての意見を取りまとめていきたいと考えております。

委員の皆様から、「分からない」というお話もありますが、積極的な意見をいただき、取りまとめの方向を決めていただきますようお願いいたします。

3. 協議事項

（1）井戸水等併用の下水道使用料の取り扱いについて

（事務局）本日、机上に配布させていただいております水道水のみ使用する世帯の水量別世帯数の「参考資料」です。前回の会議の中で、水道水のみ使用されている方で、基本料金の世帯がたくさんあるのかという質問に対しての資料を配布させていただきました。使用水量が 0～10 m³の世帯が 4,506 件、水道水のみ使用する世帯が 15,686 件で、28.7%が

基本料金内で、第1回目の資料で配布しました円グラフの水道水のみの方に整合した資料となっています。

不足する資料はございませんか。「図2 - 補足」として、第2回目の資料の差し替え箇所の説明を担当からさせていただきます。

(事務局) 前回の会議の資料で、図2の棒グラフは、井戸水等の併用世帯について、認定水量を超える世帯がどれくらいあるのかということを作成した資料となっています。どれくらいの割合かを「図2-補足」で出していました。グラフに出していませんが、例えば、1人世帯で、30 m³以上にもかなり水量が高い世帯があります。グラフには、30 m³以上の部分を省略しておりました。しかし、どれくらいの割合かとした時に、除いていた分を計算していたということで、数字が変わっております。新たにお配りした資料は、その分を含めて、最終的な井戸水等併用世帯の合計3,625件の内、認定水量以上の水量を使われている世帯が1,042件ということで、第1回の会議資料1の3ページに「表-2」がございますが、3,625件の内1,042件で28.7%であるということと整合させていますので、差し替えていただきました。

(会長) ご理解いただきましたか。グラフの中で全部が入っていないということで、例えば、1人世帯では、488件というのがすべての件数となり、その内、認定水量の緑の線の10 m³を超えるとところがこのような形で出ています。よろしいでしょうか。

(委員) 世帯の捉え方はどうなのですか。

(事務局) 実際には、色んなケースがありますが、都会で生活している人が、土日だけ帰ってきて生活している世帯や、家とは別に水道を引いているケースがあります。

(会長) よろしいでしょうか。それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。協議事項の(1)井戸水等併用の下水道使用料の取り扱いについて、(2)井戸水等併用における下水道使用料の算定方法について、(3)審議会答申に向けての意見集約をしていきたいと思います。事務局の説明を基に、意見交換をしながら進めていきたいと思います。丹波市下水道使用料の井戸水等併用の算定方法について、委員会として意見を取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) 協議事項(1)井戸水等併用の下水道使用料の取り扱いについて、説明をさせていただきます。

資料1をお開きください。これまでの説明の中でも分かりにくいとの話もあり、再度、確認を含めて協議事項(1)で整理をしています。

この資料1では、前回までの2回の会議での協議内容の項目を掲げ、2回の会議を踏まえて、この後、協議事項(2)で、算定方法について2通りの案を提案させていただいていますが、その提案に至る考え方について前段として、その協議ポイントを整理していま

す。

1番「前回までのまとめ」です。第1回会議では、井戸水等併用における下水道使用料の検討課題を確認し、その中で、19,554件の内18.6%の3,625件が井戸水等との併用であること。また、井戸水等併用の3,625件の内28.7%の1,042件が水道水のみでの料金算定であることを確認いただきました。さらに、井戸水等の使用割合により影響する料金試算と県下他市の取り扱いを確認いただきました。

第2回の会議では、併用世帯で算定された使用水量の状況、併用世帯における世帯人数別水道使用量の使用水量状況、さらに用途別の平均使用割合の他、他市事例で実施した場合の使用料の試算額を確認いただきました。

枠内ですが、計量するためのメーター設置とメーター交換等の経費負担や設置することが出来るかという課題があり、「井戸水等の使用量の計量が困難」ということで、そのためにはどのように水量を求めるかについて、「他市事例等も参考にして、井戸水等の使用水量の算定方法を検討する」ということで確認がされていると考えています。

それでは、どのような算定方法を定めるかについて、次のページにポイントとして整理しています。

1) 他市事例の算定方法等から検討に当たっての視点を抽出としています。

先ほど申し上げましたが、第1回の会議及び第2回の会議において確認いただきました県下他市事例や丹波市の料金統一前の取り扱い、さらには現在の基本料金・基本水量等の取り扱いを考慮しながら、検討に当たっての視点を抽出して、取り扱いを定めていくことで資料構成とした内容で、資料2を作成しています。

2) 井戸水等の併用の水量の算定(認定)方法では、井戸水等の使用水量を一定のルールにより推定し、水道使用量に加算するとしています。今回、資料2で提案する内容は、ここに書いていることを基にしています。その中で、⑤をご覧ください。⑤水道水のみ世帯の平均使用量と井戸水等併用の世帯の平均水量使用量との差が、井戸水等の水量と推定するとして、その下に図表で補足しています。この図表により、考え方を説明したいと思います。

図表の中で、「水道水のみ」として、平均水道水②としています。世帯人数別、1人当たりの平均使用量を求め、これを平均使用量①とします。次に、「井戸水等併用」として、平均水道水を③と平均井戸水等を④としています。図表の上の③で、「水道の使用実態は、家族構成や生活様態の他、節水の取り組み等で1人当たりの使用水量は異なっているが、水道水のみ世帯と井戸水等併用との総使用水量はほぼ同じとして検討」としています。上水道のみ世帯、また、井戸水等併用世帯においても、1人当たりで使われる水は同じであろうということを前提にして考えることを一つのルールとしています。平均使用量は、押しなべた水量では、同じであるというルールということです。

算式で、④=②-③として、水道水のみ世帯の平均使用量から井戸水等併用世帯の平均水道使用量を差し引いた④が、平均井戸水等の使用量として、その数量を定めようとするものです。

井戸水等を併用された世帯での水道使用水量は分かれますので、その量を平均使用量から差し引いた水量を平均の井戸水等の使用量と考えていこうとするものです。

次に、3) 認定水量との調整についてです。前回の会議におきまして、他市事例で算出した場合に現在の認定水量で算出した金額より低額となる場合が出てくることを説明しました。その井戸水等の推定水量に水道水量を加えた水量が現在の認定水量より下回る場合の取り扱いについても定めておく必要があることを記述しています。

以上、井戸水等の使用量を一定のルールにより推定し、水道使用量に加算していく考え方で、資料2を整理しておりますので、この後、その内容で確認をお願いします。ここでは、図表の考え方について、資料2の協議に入る前の意見交換をいただければと考えていますのでよろしくお願いいたします。

(会長) 資料1の中では、井戸水等の使用量の認定について、③が全体使用水量は水道水のみでも井戸水等併用世帯でも同じであろうとの大前提に立って、⑤の考え方になっていくと思います。ご意見があればお願いします。

(委員) 平均水道水というのは、検針している水量とは別のものですか。今の方法なら、1人世帯の場合、10 m³を使うということですね。

(事務局) 現在の料金では、水道水のみ使われているところはメーターで検針した実測の数値で、使用料を計算して納めていただいております。上水道を引かず、井戸水や山水のみの所では、メーターがなく計算できないので認定水量として、実際、上水道のみを使用されている世帯の実績に基づいて、認定水量が決められています。1人世帯では10 m³、2人世帯で16 m³と水道水のみが使われている平均値です。その中で、井戸水等併用上水も使われている場合、メーター水量が認定水量に達するまでは認定水量とし、認定水量を超えたら、井戸水等を考慮せずに、水道水分だけを負担していただくこととなっています。認定水量を超えた段階から、井戸水等自体が計算上入っていないという問題がございます。井戸水等併用の場合でも検針していて、その水量により認定水量なのかメーターの水量でいくのかという取り扱いになっています。

(委員) 井戸水等を使わずに雨水をタンクに溜めている家庭があると聞いています。使用しなくなった浄化槽に水を溜めてトイレに流しているというお宅があると聞いています。

(事務局) 下水道接続により使用しなくなった浄化槽に雨水を溜めてポンプをつけて、水やり等に有効利用をされているというのはあると思います。

(委員) その水を下水道に流している方がおられるようです。使用料としてもらわなければならないのに、もらっていないこととなるのではないかと思います。

(事務局) 槽に溜めた水を家の中で使って下水道に流される場合や、打込井戸や山水を使用しているそれらを含めて、上水以外の水を「井戸水等」という言葉で示しています。その使用したものが下水道に流れていますので、これまでもらってきいていない分をどのようにしてもらっていくか。そこで、1人当たりどれだけ使っているかを平均した水量を認定

し、現在の水道水に加算するようになればどうかということで提案させていただいております。そのあたりを、検討いただければと思っています。

(会長) 平均使用量①というのが、水道水のみ平均水量の絶対量です。水道水のところは計量ができるのですが、併用のところは③のように少ないですが、井戸水等の併用分があるので、それが④ということで、絶対量は同じということでご理解いただけますでしょうか。

(委員) 平均の井戸水等の出し方は、そのようにするしかないと思います。

(会長) 他にご意見はございますか。井戸水等は計量できず想定でしかなく、諮問の内容も計量ができず不明確なのでということで、もう少しきちっといただかなければならないのではないかとということで、諮問を受けているところです。

(委員) すべてをもらうとなるとものすごい額になります。

(事務局) これから検討していただく中で、どのくらい使用されているかの水量を決めるかによって額は決まってきます。少なくとも今までもらっていないものをもらおうとしているので、使用量が同じであれば、相当分として使用料は増えてきます。

(会長) 他にご意見はありませんか。

(事務局) 前回の資料に、資料の5があります。1ヶ月の使用料の試算で全世帯の場合と、2人世帯の場合を挙げています。全世帯の事例1は、認定水量の2分の1を井戸水等の分として算定した場合、1ヶ月当たり、190万円を追加で、年間2,300万円程となります。事例3では、人数×3m³を加算とした場合は、1ヶ月当たり146万円程で、年間1,700万円程となり、井戸水等併用世帯で、水道水のみでもらっている方から井戸水相当分をもらうとすれば、これくらい増えてくるとの試算をしたものです。事例①と③はただし書きがなく、これまで認定水量でもらってきたものが、認定水量より減る世帯を考慮していないので、減額する世帯もあるので、この金額になりますが、事例②では、認定水量分はもらうとしているので278万円程となっています。事例①、事例③については減額になる世帯もあるという計算結果となっています。

(会長) いかがでしょうか。なかなか分かりにくいと思いますが、何かございませんか。

(委員) 是正しなければならないのに、減額世帯が出ると、さらに差が出てくると思います。

(事務局) その点があるので、資料1の2ページのところで、「3 認定水量との調整」を入れています。減額となる所については、それでよいのかということを確認する必要があります。

ります。後で議論いただけたらと思います。課題があるということで、今、話題にあがってきたと思います。

(会長) 井戸水等使用分をもらわなければならないという審議をしながら、減額が出るのはおかしいという意見であったと思います。この後、資料2で説明をいただきます。何か他に質問はございませんか。

(委員) 協議しながらここまで至ったと思います。どこかで決めないと、減額の人が多くあるから、損とか得とかという決まらない。今後は、人口が減っていくことも見据えて決めていかなければならないと思います。

(事務局) 個々の家を見ると、生活実態はさまざまです。一つひとつを見ていくと決められません。丹波市の中での、平均的な考え方に基づいたルールを決めて、そのルールに基づいて計算することを決めれば、公平的な見方になるのではないかと思います。そのことについては、資料2で説明していけたらと思います。

(会長) それでは、資料2の説明をお願いします。

(2) 井戸水等併用における下水道使用料の算定方法について

(事務局) 資料2、「井戸水等併用における下水道使用料の算定方法について」説明をさせていただきます。

一定のルールにより井戸水等の使用量を推定し、その推定した井戸水等の使用量に水道使用量を加算する方法で、資料を整理しています。

視点ということで、検討に当たりましては、平成22年6月請求分から使用料が統一されています。その統一に当たっての考え方を基本におきながら、一つずつ積み上げています。それを順番で言うと難しい分もありますので、結論の方から説明させていただいて、その結論をA案、B案としています。

最初にそのA案とB案の2通りの考え方を説明させていただきたいと思います。

資料15ページ、「7まとめ」をご覧ください。A案では、「井戸水等のみとして算出した水量(認定水量)の4分の1に水道水の使用量を加算した水量とする。」とし、計算式にすると枠の中に記載した内容となります。他市事例では、認定水量の1/2となっています。資料1ページを見ていただき、事例①、事例②、統一前の柏原で、1人世帯であれば、10㎡の1/2の5㎡を加算する。2人世帯では16㎡に1/2の8㎡を加算するというものに対し、今回は1/4ということで、他市事例の半分で水量的には少なくなります。

次に、B案です。1ページで言いますと、他市事例の人数×3㎡になっているところの3㎡を2㎡ということで今回提案させていただいたところです。

また、A案、B案とも、「ただし、算出した水量が認定水量を下回る場合は認定水量とする。」ということで、先ほど委員が言われていました認定水量を下回る場合についての検討が必要であることについて、ただし書きを入れています。

まず、その考え方を説明させていただきます。資料8ページをご覧ください。ここでは、A案、B案ともに共通する部分です。先ほどの資料1で説明させていただきました井戸水等併用世帯において、井戸水等の平均使用量を推定しようと思います。

最初に「水道水のみ」の世帯における使用水量です。資料5ページをご覧ください。5ページでは、平成22年度の料金統一に当たって、認定水量を決めるために調べた資料で、水道のみを使用する世帯の地域別、世帯人数別に調査した結果であります。6ページには5地域における結果、集約となっています。人数別の各地域の数値は多少の差はあるもののほぼ同程度となっていることが見えてくるのではないかと思います。これが、水道水のみを使用されている1人世帯、2人世帯として見た丹波市の平均的な水道水の使用量として見ていこうとして、これに基づいて認定水量が決められてきています。

次に、井戸水等使用量の数値について、説明いたします。別表1、A3の用紙をご覧ください。この表は、井戸水等併用世帯における水道使用量を世帯人数別に加重平均により平均使用量を算出したものです。例えば、1人世帯で説明しますと、1 m^3 の使用世帯が39件あり使用量が1 m^3 ×39件の39 m^3 、2 m^3 の使用世帯が32世帯で、2 m^3 ×32件で64 m^3 とし、水量別に件数をそれぞれ掛けて使用量を算出しています。その合計が表の下の欄で、431件で3,191 m^3 となっています。3,191 m^3 を431件で割って求めた数値が1件当たりの平均使用量で、1人世帯での平均使用量が7.4 m^3 との結果になっています。これが、井戸水等を併用されている世帯での水道メーターで検針した水道使用量の平均値となります。同じく2人世帯で12.3 m^3 、3人世帯で17.2 m^3 、4人世帯で20.3 m^3 を使っているとの数値が出ました。これを、8ページの4-2の表に書き入れています。

次に、同じく6ページの3-2「認定水量の決定」をご覧ください。表の内、2段目に平均使用量の欄があり、1人が10.1、2人が17.1、3人が22.9となっていますが、この数値は、このページの右上の合計の表の水道水のみ使用量数値となっておりまして、その下の行では端数処理して整数止めした10、17、23、29の数値がでてきました。その表の網掛けした部分で、認定水量として、10、16、22、28と太文字で記載しているのが、料金統一時に定められた井戸水等のみで使用される世帯の使用量として定められた数値となっています。これが認定水量となっておりまして、平成22年の料金統一において、水道水のみ使用世帯の平均使用量を基に認定水量が決定されたものです。

1人から2人が7 m^3 、2人から3人が6 m^3 との差がありますが、この数値から認定水量をどうするかということで、1人世帯では、10 m^3 、2人世帯では16 m^3 、3人世帯では22 m^3 とし、1人世帯から5人世帯までは、1人増えるごとに6 m^3 加算とし、6人を越えた所から使用量も減っていることから、1人当たり3 m^3 を加算する取り扱いとして定められています。これを認定水量と上の平均使用量と比べてみると大きく変わらない数値となっています。上水を使わずに井戸水等のみを使われている所の料金は、この数量が平均的に使われているものとして認定水量として決められています。資料8ページにお戻りください。

4-2の表になりますが、認定水量が、1人が10 m^3 、2人が16 m^3 、3人が22 m^3 ということで、平均的な家庭で使われている人数別の水道水と考えた時に、先ほど見た井戸水等併用世帯での水道水の使用量が、1人世帯が7.4 m^3 、2人世帯が12.3 m^3 とA3の表からきています。それを差し引きますと、1人世帯で2.6 m^3 の差が出てきています。これが平均使用されている水量から見た井戸水等を使われている水量ではないかということで算定し

たものです。これが、表の上の図表で見いただきますと 10 m³が認定水量で、井戸水等併用で平均水道水が、7.4 m³で、残り平均井戸水等として色の濃い部分が井戸水等を使われている部分で、一定のルールで計算したらこのようになりました。

これを世帯の人数で割った1人あたりにどのくらい使っているかとして割り戻したものが、1人当たりの欄で、1人世帯で2.6 m³、2人世帯で1.9 m³、3人世帯で1.6 m³、4人世帯で1.9 m³との数値となります。ただ、一つの敷地の中で二世帯住宅であったり、店舗と住宅を共用して一つのメーターで水道を使われていたりする所もあるため、人数は2人であるが、使用量が多い所もあるため、1人あたりにした場合に変動があると思っています。これで見ますと、視点7ですが、「水道水のみ世帯と井戸水等併用世帯の水道水の水量差」については、1人から5人世帯では、1.6 m³から2.6 m³使われている。さらに、6人から8人の世帯では1.3 m³から1.7 m³を使われているということを上表から読み取ったものです。

次に、資料9ページをご覧ください。日本下水道協会の資料からということで、前回の会議の時にイラストの資料を出していました。本日の資料に書いていますが、4人家族で1日約1000ℓ使っていて、その用途別にどのくらい使っているかということが、日本下水道協会が出している表ですが、炊事で250ℓ、洗濯で240ℓ、トイレで210ℓを平均で使っているとして出ています。それを割合で出していくと、炊事で25%、洗濯で24%、トイレで21%、お風呂で21%となります。これを丹波市の認定水量にその割合を当てはめて見た場合、例えば、2人世帯では認定水量が16 m³ですので、炊事では、25%を使っているとなると、4 m³使っていることとなります。それを、括弧書きしているのが、1人あたりに換算しますと、2 m³を使っているのではないかととなります。これが、用途別使用割合から見た時の水量です。洗濯であれば、2人世帯での1人あたりは1.9 m³程使われているということです。

視点8で書いていますが、使用用途別平均的使用量からの想定井戸水等の使用量を見ますと、1つの用途を使われている1人あたりの使用量は1.4 m³から2.5 m³程となります。2つの用途を使用されていれば、2.8 m³から4.9 m³を使われているのではないかとされています。

井戸水等を併用されている家庭では、その分はパイプでつながれていますので、中を触らない限り年間を通じて使われることとなります。例えば、洗濯の所で使われているのであれば、年間を通じて使われていることになり、その内のどれか一つを使用されていれば、洗濯の所であれば、約24%を使われていることになり、視点7と視点8を合わせて見ると、1人から5人世帯では1.6 m³から2.6 m³、1.4 m³から2.5 m³とだいたい同じ水量となり、これが、丹波市における1人あたりの使用水量はこの程度になるのではないかとということでまとめをさせていただきました。

その考えを基に、資料11ページを見させていただきますと、A案につきましては、8ページから持ってきていますが、1人あたり、2.6 m³、2人世帯で1.9 m³、3人世帯で1.6 m³と計算しました。他市事例の認定水量の1/2で見ますと、数値が大きくなりますので、その下の表で認定水量の×1/4とした表を出していますが、1人世帯では認定水量が10 m³ですので、10 m³の1/4で2.5 m³、2人世帯では16 m³の1/4で4 m³で1人あたりが2 m³

となり、上の表とだいたい近い数値になっています。このことから、1/4程度が井戸水等として使われている水量になるのではないかとということでA案としてまとめました。

B案につきましては、他市事例の3 m³とした場合、平均で1.6 m³から2.6 m³ですので、平均は2 m³となるのではないかと、3 m³までは使っていないとして、人数×2 m³が平均的な水量ではないかとまとめています。

これが丹波市に近い水量の取り扱いになるのではないかと、ご提案をさせていただいておりますので、議論いただけたらと思います。

(会長) 減額の問題ですとか、基本水量をどの程度にしたらよいのかという、協議のまとめの意見を調整していただきました。結論としては、丹波市の実態からみると平均使用量の1/4に相当するのではないかとのお話もありました。ご質問はありますか。

(委員) 世帯の人数は見直されていますか、申告制ですか。

(事務局) 申告制で、届出を提出していただいております。

(事務局) 支所等の窓口で住民票等の異動の届をされたときに、窓口の職員が上下水道の使用状況を確認させていただいて、井戸水等を使用されている世帯なら、人数が変わるので、届を出していただくようお願いしております。

(事務局) 死亡等、住民異動届等から毎月末現在で人数変更もしております。

(事務局) 大学等でお出でされて、住民票を置かれているときは、本人申告です。別の住所で生活されていることが分かる資料を添付いただいております。

(委員) 事業所は別の体系ですか。

(委員) 事業所にメーターを設置されているのではないですか。

(事務局) 事業所は、排水量と合併浄化槽の処理水量を基に算出しています。また、メーターを設置されて計量されているところもあります。

(会長) 他に何かございませんか。

(委員) ささまざまなケースに当たってこられていると思いますので、事務局案でいいと思いますが、本当は、メーターを通ったのが正確だと思います。すべて上水道を基本に置くべきだと思います。併用も平均とする。例えば、5%増やすという話も出てくると思いますが、メーターをつけてもらう誘導策として了解していただければいいと思いますが、公が決めるのに認定で押し切れるのか。メーターで計量していただくようお願いするのが無難ではないかと思います。実際、問題があるから、A案、B案を作られていると思います。

そちらが確かかも知れません。公が答申するなら、メーターでの計量が矛盾がないのではないかと思います。

(会長) 併用世帯における未知の数値に対して、どう算定すればよいかということがテーマです。事務局からお話があったように、水道水の使用量を各地域で見た時に、人数構成で大きな差がなく、併用の家庭の絶対使用量は同じくらいであろうということです。平均使用の水道水と井戸水等の使用水を含んだものが平均の使用量であるというお話もありました。井戸水等が計量できればよいのですが、計量できないのでその根拠として説明をいただいたのではないかと思います。

(委員) 私の家で、3人をメーターで見ると41 m³の水量です。2で割ると、ほぼ20 m³の水量で、認定水量は良い線ではないかと思います。

(会長) お話を聞いておられますと、各地域でも差がないという数値を出していただいているのと、委員の意見にもありました通り、自分の家の使用量が、認定水量の数値に近い水量であるというお話がありました。どこかで着地しなければならないと思います。何かご意見はございませんか。

(委員) 内容をここまでまとめられて、他市との比較やいろいろな資料で検討されています。家で井戸水を使っていますが、水やりにも使っていて、井戸水が必ず下水に流れているとは限りませんが、これだけ資料を集めておられますし、事務局案でよいのではないかと考えております。

(事務局) 井戸水等で花の水やりの話もありますが、前提としましては、井戸水等併用という扱いをしておりますのは、本人から井戸水等を下水に流していますという前提で算定をさせていただいております。前回の料金統一時に、実際0 m³のところも調査しております。その当時より、井戸水等併用は500件ほど減ってきております。現地調査も行った上ですので、一部でも下水道に流れていれば下水道使用料いただかなければならないという前提です。

(会長) 下水道を使用している井戸水等という話です。他に何かございませんか。

(委員) 水やりで使用されている家庭もあるかも知れません。井戸水等がいくら流れているのか分かりませんので、流れているのならB案がいいのではないかと思います。

(会長) 井戸水等併用家庭というのは、井戸水等を下水道に流しているという家庭が契約の時にされているということですね。

(事務局) もし、井戸水等を流していないという場合は、申し出いただいて、現在も現地を見に行かせていただき、ポンプで井戸水等を揚げていたが、ポンプが壊れたため、配管

を切られたのを確認して、使用水区分を水道水のみに変えております。井戸水等を流されているとして取り扱っております。

(会長) 散水や洗車等にお使いになっている家庭と、下水管に続く経路で流されている家庭は申告制ということですが、確認をされているということなのですね。

(事務局) 申告があったところは現場確認しています。

(委員) 黙って使われているところがあるのではないですか。

(事務局) 旧町から引き継がれた時に整理されていますし、使用料の体系も変わってきております。新築や改造された場合は、下水の検査の時に確認をしています。井戸水等の蛇口があっても下水道へ流されていなければ、併用ではなく登録は上水のみ登録です。

(事務局) 使用水区分をチェックして、下水の完成検査で確認をしています。

(委員) 新築の家ですか。古家を買って引っ越し場合も。

(事務局) 合併前に引き継ぎを受けて市になっています。もしかして、井戸水等を使われていない所が井戸水等併用になっていたかも知れませんが、平成 22 年の料金統一時に井戸水等併用の所の調査をかけまして、このとき 500 件ほど井戸水等併用は減っています。

(委員) 減っていくのでしょうか。増えはしないと思います。

(会長) 減少していくのは推測ですが、生活形態の変化からでしょう。

(委員) 災害の時水道が出ない場合はいいと思いますが、今のところは減ってきているのですね。

(委員) 井戸水は手動のポンプですか。

(委員) 電気ですよ。停電したら使えないですね。

(事務局) ろ過施設を使って山水を引かれているところがあり、消毒もできます。井戸水は殺菌されていません。汚染があってもそのまま飲んでしまいますので、できたら安全な水を使われたほうがいいのではないかと思います。

(会長) 進めていくために、資料 2 の丹波市の実態を見てみると、1人世帯なら 10 m³とか、2人世帯なら 16 m³、各地域の平均も 17 m³くらい出ています。

もう少し意思統一をするために時間を取りたいと思います。

(委員) 認定水量が平均ですね。この水量が気に入らないのであれば、井戸水を止められたらいいのではないかと思います。水道使用量より少なく請求するのは、おかしいと思います。

(会長) そうですね。はっきりしますね。井戸水等併用はもっと使われていると思うのに、もらっていないのではないかと、いうところから出てきた話で諮問となっているので、それを検証しているところです。

(委員) 平均を取るしかないのではないかと思います。

(委員) 認定水量は妥当なよい線が出ていると思います。認定水量が水道水のみを使用世帯と同量となっており、公平だと思います。1/4というのが一番公平ではないかと思います。

(会長) お話をいただいたような意見もございます。

(委員) お伺いしたいのですが、8ページ4-2の1人当たり1.9 m³とか1.6 m³とあります。これは概ね2 m³ということですか。

(事務局) 1人当たりで出している数値がA案、B案の基になってきている数値です。B案の2 m³としているのが、7人世帯の1.3 m³で最も少なく、多いので、2.6 m³がありますが、平均的に2 m³程度であるということです。A案というのは、現実的に1人世帯より2人世帯のほうが、1人当たりの使用量が減ってきます。1/4という出し方は、人数が増えると減ってくる出し方となっています。

(会長) 他に何かございませんか。

(委員) 認定水量はあくまでも平均使用水量です。平均以下のところもあります。使っていない家もあります。全然使っていないところもありますが、使っていない1 m³、2 m³のお宅の実態は、どのような生活なのでしょう。

(委員) 神社に水道を引いている場合、止めないと、いつまでの基本料金がかかります。空き家でも電気や水道を止めていないところもあります。

(事務局) 単身赴任で、昼間は仕事に行かれて、使用量が少ない家もあります。

(委員) 集合住宅の場合は、部屋ごとに契約されているのでしょうか。

(事務局) 今はほとんどが個別で契約されていますが、以前から建っているところは、1棟に大口の親メーターがあって大家さんが個別検針されます。1契約のところもあります。

(会長) 空き家となったら、月に1回使うかどうかだと思います。委員のお話では、構成比が大きいのではないかとということではないかだと思います。どうでしょうか。

(委員) 水道水で洗車をする等、下水に流れていない分もあります。上水が100%でも下水は100%と言えないと思います。しかし、現実これできています。下水自体がもともと認定なのではないかだと思います。

(会長) メーターを通っていないところは、想定で、認定しかないのではないかとということですね。

(事務局) 資料の表では、「世帯」と言い表していますが、事業所も含まれています。公民館、墓地、広場のトイレ等も下水につながっています。井戸水等併用は別として、使用量が少ないところはたくさんあります。一般家庭だけを抽出したら、数値・構成比は変わってくると思います。用途区分までの把握ができていません。

(会長) 計量できないところをどうするかということですので、ある程度は、想定せざるを得ないのではないかと思います。次第の(1)、(2)でご意見をいただきましたが他ございませんか。

(委員) 認定だから、どこをとっても矛盾が出ると思います。その差を一番少なくしようとすると、上水道を平均してしまったら説明しやすいと思いますが、実態と違うと思います。

(会長) 計量できる水道水の数値を基準に想定していくべきではないかというご意見ですが、異議はございますか。

(委員) 事務局は、根拠を持った資料があり、比較で提供できないものは、統計的なものを基にして、皆様にご理解いただいて、下水道を利用いただくようにするのが、一番であると思います。

(会長) (1)、(2)の項目を終わりたいと思います。井戸水等を使われている方全員に影響します。ご検討いただければと思います。次に、(3)の審議会答申に向けての意見集約がございまして、ここに移らせていただきます。ご意見をいただき、その考え方をまとめていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(3) 審議会答申に向けての意見集約

(会長) 審議会答申に向けての意見集約という資料をいただきました。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 基本水量の考え方についてです。資料2の4ページです。これが料金統一時の

基本水量の考え方です。統一前については、基本水量が 10 m³でその水量を基本的な水量として基本料金が決められています。1人世帯での平均が 10 m³で、最低 10 m³は使われているということが基本となっていますので、併用で取り扱っても 1 m³、2 m³しか使われていないとしても、10 m³は基本料金であるという考え方で、現行通り設定されたという経緯ではないかと思えます。

(会長) 事務局から説明いただきました。1 番の基本水量についての考え方としては、現行通り 10 m³とするというところですが、異議はございませんか。

〈「異議なし」声あり〉

(会長) ないようですので、考え方は、10 m³を基本水量とします。委員の質問で、下限設定の件ですが事務局から説明をお願いします。

(事務局) 下限設定については、15 ページをご覧ください。A案についても、B案についても、ただし書きを入れています。1人世帯なら、計算結果で 10 m³を下回っても、10 m³は基本水量であるから、使用料をいただくという考え方は、従来通り変えないという意味でただし書きを入れています。委員からご質問がありました通り、もらえてないところが論点であり、減額になることは課題となるので、これまで通りの取り扱いで、認定水量までは変えないというただし書きを入れさせていただこうかと思えます。

(会長) A案もB案も下回る場合の認定水量ですが、まとめの方向としましても、下限設定は、「算出した水量が認定水量を下回る場合については認定水量とする」というただし書きの通りの方向を定めていきたいと思えますが異議はございませんか。

〈「異議なし」声あり〉

(会長) 事務局の資料について進めさせていただきたいと思えます。続きまして、井戸水等の平均使用量の関係ですが、データで示してもらっていますが、説明をお願いいたします。

(事務局) 資料2の8ページのところで説明させていただきましたが、平均使用水量①というのは、水道水だけの世帯、井戸水だけの世帯、併用の世帯も、すべて平均使用量が同じということで算定資料を作っています。その中で、水道水だけのところは計量していますので平均使用量がほぼ認定水量としまして1人ですと 10 m³です。井戸水等併用世帯における計量した水量が1人世帯ですと、平均が 7.4 m³ですので、10 m³から 7.4 m³を差し引いた 2.6 m³が井戸水等を使用された平均値ということを確認いただきたいと思います。そのことにより、A案、B案の数字がこの水量に基づいて加算すべき水量であるということでご捉えさせていただきたいと思えます。

(会長) 井戸水等については計量できませんので、水道水を基準として考えるべきだというご意見もございました。事務局から2.6 m³という数値が示されております。平均使用量は、水道水のみと、井戸水等併用世帯の水道水との差を井戸水等の平均使用水量とみなすということで、絶対量は水道水のみの場合と同じであろうという根拠にさせていただいておりますが、異議はございませんか。何かご意見ございましたらお願いいたします。

表を見ていただいたら、水道水のみと平均水道水と井戸水等を含んだ場合については、水道水のみと絶対量と同じであろうということで、井戸水等併用の平均使用水量を出していただいております。何か、ご意見ございましたらお願いします。

それでは、ないようでございますので、3番の項目についても示していただいている通りで異議はございませんか。

〈「異議なし」声あり〉

(会長) 異議がないようでございますので、続きまして4番目のところでございます。算定方式ですが1/4、2 m³という提案がございます。それぞれご意見があったようにございますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 補足させていただきます。A案もB案も他市で採用されているやり方です。A案については、資料2の6ページの3-2のところですが、認定水量は1人の場合、10 m³で、6 m³ずつ加算していき、6人のところから、3 m³ずつ加算していくとくことになっていきます。1人当たりで換算すると、人数が増えるごとに1人当たりの使用水量というのは少なくなります。11ページを見ていただきまして、1人当たりを見ると、人数が増えるごとに、1人当たりの使用水量は少なく認定していこうとする数値になってきます。認定水量の1/4にすれば、現実と近い数値になっているのではないかと思います。B案は、それに関係なく1人当たり2 m³を掛けます。14ページの4人世帯で説明します。A案では、水道水を10 m³だけを使ったとしても認定水量の28 m³で29 m³を超えた所から水道使用量で見るとというのが今のやり方です。今回の併用世帯については、A案は、認定水量が28 m³ですので、1/4にすると7 m³となります。これを加算することとなり、現在10 m³を使用されていれば7 m³を加算した17 m³で計算します。これでは認定水量の28 m³より少ないこととなりますので17 m³では不具合ですので認定水量でくださいというのがこの表となってきます。これが下限設定のところ、まとめたところとなります。これで見えていきますと22 m³が使われた段階から使用料が変わってきます。A案とB案の違いはA案が7 m³、B案が8 m³となっている所です。認定水量でもらいますと、世帯によって若干変わってきますが、大きな差はありません。

(会長) A案とB案について説明がございました。ご意見の中では、2 m³がよいとの意見がありました。井戸水等の散水の話も含めてとのことでした。散水する分は関係なく、一部でも下水管を通っているなら、散水している分があっても、全体では一緒だということになります。1/4という意見もありました。1/4と2 m³を掛けるというのは、水量に少し差が出てくるということもございます。検討いただけたらと思います。大きな差はない

でしょうけど、差は出てきます。A案かB案か方向性を決めていけたらと思います。何かご意見はございませんか。

(委員) 手間をかけないというのならA案だと思います。

(委員) 11 ページのB案の②ですが、使用者の「理解を得やすい」と書いてあるがどういう意味ですか。

(事務局) A案は実態に合った数字が出てきます。B案は、どれくらい増えるのかとした場合、1人2㎡と言ったほうが、説明がしやすいということです。理解がされやすいというのがA案とB案との違いです。

(委員) 変更時だけの話ですか。

(事務局) そうです。

(会長) 水の関係ですから、市民の方々が公平な形で選択できる仕組みを作っていくべきだと思いますが、説明いただいた中では、1/4が実態と近いというお話もお聞きしました。議論いただけたらと思います。方向性、ご意見をお伺いできたらと思います。

(委員) 住民の皆様知ってもらうためにこの資料を出されるのですか。

(事務局) すべての細かい内容までを出すことはできませんし、ある程度決まった方向について、このような算定方式になるということだけになると思います。決定した根拠は示していく中身となりますが、この資料すべて出すということではできないです。

(事務局) A案とB案で料金にどれくらいの差があるかについてですが、4人世帯の場合で7㎡と8㎡の1㎡の違いですので、129円となります。5人世帯では、その差が195円、6人世帯では356円、7人世帯では518円とA案では、人数が増えるごとに1人当たりの水量は減っていきませんが、B案は、1人当たり2㎡で均等であるので、人数が多いほど料金の差が開いていくこととなります。

(会長) B案は、2㎡分が均等に、使用量が増えていくということで加算されます。A案は人数が多くなるほど、1人当たりの使用量が少なくなってくるということです。答えを出した時に整合性が取れていなければなりませんし、説明がしやすくなければならぬと思います。審議会としてまとめていかなければならぬと思います。

(委員) 使用者の理解を得やすいということと、説明をしやすいということは、別だと思っています。認定水量という議論で、1/4が、算定水量の平均に近いということで、説明はそちらのほうがしやすいと思います。使用者の理解を得るより、説明がしやすいほうがいい

のではないかと思います。議論したことが反映されると思います。答申は、A案のほうが良いと思います。

(会長) A案がよいのではないかというご意見ですね。使用料そのものも減少していき、説明もしやすいというご意見をお聞きしました。

他に何かございませんか。B案がいいだろうというご意見はございませんか。

(委員) A案かB案か選ぶとするなら、A案です。

(会長) A案がよいという意見が出ておりますが、他にご意見ないでしょうか。なかなか難しいと思いますが、まとめは、事務局にある程度委ねないと組み立てができないと思います。

(委員) 世帯の人数が増えていけば、使用量が増えていくのが当然だと思います。B案のほうが理解しやすいと思います。

(会長) 人数が増えるごとに増加しますが、増加率が違うということですね。

(事務局) そうです。

(会長) 説明をお願いします。

(事務局) 資料7ページをご覧ください。3-3のところですが、認定水量で1人増すごとに6㎡加算であるが、1人世帯は6㎡ではないかというところです。お風呂の例をとれば、1人が入って水を抜いてもう1人入ると倍になりますが、抜かずに2人入った場合は、1人の倍は使わないですね。洗濯でも、人数分で倍にはならないと思います。今の考え方と言うと、4㎡は共通のところであり、後、6㎡ずつ増えています。1人当たりに割り戻していったら、増え方がだんだん下がってくるという考え方です。1/4ではその考え方が入ってきます。水量は増えてきます。ただ、倍にはならないというのが現在の使用料の体系です。

(会長) 1人世帯、2人世帯で、10㎡が16㎡になり、22㎡になりというところが実績ということなのでしょう。

(事務局) もう1点ですが、5人から6人になった時は、3㎡しか増えないのが今の考え方ですが、6㎡増えていたのが、3㎡になるのに、今度の考え方は、2㎡が1㎡にならないかということが出てくることになります。質問が出たときに答えが難しくなります。

(会長) そういうお話ですが、いかがでしょうか。

(委員) 家族が少ないところが多いので、それを前提に、納得していただく回答にならないといけないと思います。

(会長) 家族構成は少ないところが多いですが、ご意見はございませんか。

(事務局) 今後人口減少で、世帯人数の構成が1人世帯、2人世帯等が増えていくと思います。1人世帯にやさしくないのがA案です。B案と比べてA案の方が、1人世帯のみ0.5 m³たくさんもらうこととなります。

(委員) そのようなことを言い出したらきりがありません。基本水量が10 m³ということが問題となってくると思います。どれを採っても良し悪しがあると思います。どこで妥協するかだと思います。基本的に10 m³が高いところになると思います。

(会長) 両方の意見がありますが、結論を急ぐわけではありませんが、まとめをしていかなければなりません。3月にまとめができればと思います。皆様の全体の意見を聞かせていただきたいと思います。

(会長) A案が多いようにございますので、よろしいか。

(事務局) 総意でまとめていただいたということになると思います。

(会長) A案で進めていくということで異議はございませんか。

〈「異議なし」声あり〉

(事務局) 意見集約の中で、料金改定のする実施時期について伺っておきたいと思います。3,600ほどの使用者がいらっしゃいます。ある程度の周知期間をいただきたいと思います。答申が出されたから、すぐ4月からではなく、周知期間を設けて実施したいと思いますのでご了解をお願いします。事務局は、周知期間を半年程度いただきたいと思っております。システムを改修するに当たって3か月程度かかります。さらに、契約事務を含めると4か月程度かかります。これについて、ご了承いただけるのか、ご意見をいただきたいと思っています。

(会長) 事務局から日程のお話がありました。たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。事務局が言われたように、半年程の日程が必要とのお話がありました。副会長と話に入って最終的な答申書のまとめをして、次回、諮らせていただきたいと思います。異議はありませんか。

〈「異議なし」声あり〉

時間が参りましたので終えたいと思います。

(会長) 次回は、3月20日(金曜日)13時30分から、春日住民センターにおいて開催させていただきます。改めて、事務局からご案内をしていただくようにさせていただきます。

4. 閉 会

(副会長) 皆様本日はご苦勞様でした。下水道使用料における課題につきまして、委員様からのご意見をいただきました。最後、答申まで、後、1回会議をさせていただきますが、最後まで活発な意見をお願いしたいと思います。

本日は、終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

終了時間 午後4時36分